第372回(令和7年9月)定例会

会派提案意見書案

番号	件名	提出会派
意1	再生資源物の屋外保管場に係る外国人等の違法行為への対策 強化を求める意見書	自民
意2	犯罪防止策の強化を求める意見書	自民
意3	消防団の家族の顕彰制度の創設を求める意見書	維新
意4	老人クラブ等の活性化を求める意見書	維新
意5	リンパ浮腫関連施策の適正化と拡充を求める意見書	公明
意6	帯状疱疹ワクチンの定期接種における対象年齢の追加・見直し を求める意見書	公明
意7	地方財政の充実・強化に関する意見書	県民

(自由民主党)

再生資源物の屋外保管場に係る外国人等の違法行為への対策強化 を求める意見書

近年、再生資源物の屋外保管場のうち、保管や処理を適正に行っていない、いわゆる「不適正ヤード」が全国的に増加している。こうしたヤードは周囲が高い壁に囲まれ中の様子が分かりにくく、景観上の問題のみならず、有害物質による土壌・地下水の汚染など生活安全や地域の農業経営をおびやかす深刻な環境汚染を生じさせる場合があるほか、外国人等による違法行為の温床ともなっているという実態が指摘されている。

不適正ヤードの中で行われる違法行為としては、配電盤や電源装置といった 大型電子機器等の不適正輸出への規制を免れるため機器を破砕するなどして金 属資源等を海外に流出させることや、盗難車両等の保管・解体及び不正輸出、 不法滞在外国人等による不法就労などが挙げられる。こうした複合的かつ組織 的な犯罪の拠点となり、さらには暴力団と関係する例など、不適正ヤードは地 域の治安をおびやかす深刻な問題となっている。

各自治体は、ヤードに対する立入検査の権限や、使用済自動車の取扱業者に対する調査権限、違反者への処分権限を有するものの、日本語が通じない外国人への対応に苦慮する例や、調査能力として無登録業者や外国人事業者の実態把握が事実上困難な例も存在する。

よって、国におかれては、国民の安心・安全と生活環境を守るため、下記の 事項を実施するよう強く求める。

記

- 1 再生資源物の保管又は処分を業として行う者に対する許可制度を導入すること。
- 2 外国人によるヤード経営・労働に関する監視体制を強化し、合わせて国民への不適正ヤードに関する啓発と通報体制の充実を図ること。
- 3 環境対策の観点だけでなく、警察、消防、税関等による合同調査の制度化 や、不適正ヤードに関する全国的なデータベースの整備など、関係省庁及び 自治体の情報共有体制を構築すること。

(自由民主党)

犯罪防止策の強化を求める意見書

令和7年8月、兵庫県神戸市において、市内在住の24歳女性が面識のない東京都在住の男に尾行、殺害されるという痛ましい事件が発生した。容疑者は過去にも別の女性に対する傷害罪やストーカー規制法違反容疑などで有罪判決を受け執行猶予中であったこと、判決文の中では再犯が強く危惧されると指摘されていたことなどが報道されている。このような事件は、被害者やその家族に耐えがたい恐怖と苦しみを与えるのみならず、地域社会全体の安全と安心をおびやかすものである。

再犯の防止に関しては、政府は既に性犯罪・性暴力への対策について令和4年度までの3年間を集中強化期間として実効性ある取組を実施しており、令和6年度犯罪白書や再犯防止推進白書によると、性犯罪の再犯率は出所者全体の再犯率と比べて高いとは言えないことが示されている。また、警察庁の「ストーカー加害者に対する再犯防止のための効果的な精神医学的・心理学的アプローチに関する調査研究報告書」(令和5年2月)には、治療やカウンセリング、その他支援の効果を認める調査結果が見られる。

しかしながら、更生プログラムは全ての加害者が受けるわけではなく、罰金や保護観察が付かない執行猶予判決を受けた者など、刑事司法関係機関からの指導を受けないまま社会に戻る者や、治療やカウンセリングから途中で離脱する者も存在する。新たな被害者を出すことのないよう、引き続き、再犯防止を含めた犯罪防止策の強化が必要である。

よって、国におかれては、以下の対策を含む犯罪防止策の強化を早急に講じるよう強く求める。

記

- 1 再犯リスクが高いと判断される者に対して、出所後や執行猶予中も継続的 な心理評価・治療を義務付ける制度の創設を検討すること。
- 2 諸外国の先進的な犯罪防止策を研究し、憲法を遵守し、人権を尊重しつつ、 その導入について検討を行うこと。
- 3 防犯カメラの導入促進に加え、更新についても支援し、併せて民間との協力体制を強化すること。

意見書案 第 号 (維新の会)

消防団の家族の顕彰制度の創設を求める意見書

消防団は地域防災力の中核として日々の消火活動のみならず大規模災害時の 救助活動にも不可欠の存在である。

消防団員の活動を支えているのがご家族であり、その顕彰について総務省消防庁にも財団法人日本消防協会にも制度がなく、有志の地方団体により実施されている現状である。

兵庫県は、記録に残る最も古くは昭和57年から、全国的にも先行して消防 団員の奥様などご家族に顕彰を行ってきたところであるが、国におかれても、 この顕彰制度の創設により、消防団員のご家族の日々のお気持ちいささかなり とも報いることができることから、早急に対応されることを強く要望する。

(維新の会)

老人クラブ等の活性化を求める意見書

老人クラブ、老人会、シニアクラブ、生涯クラブ等(以下「老人クラブ等」 という)は、高齢化の進む我が国で、趣味的活動、社会奉仕活動等を通じて高 齢者の生きがいづくり、居場所づくりを推進している地域団体である。

また近年では、体操やスポーツによる介護予防、医療費の縮減の効果や、災害時の要援護者対策でも注目されており、高齢化が進む地域社会にとって不可欠の組織である。

しかしながら、高齢者が増加する一方で老人クラブ数、会員数の減少が全国 的に続いており、早急な活性化対策が必要である。

このため、国におかれては、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 抜本的な老人クラブ等の活性化への戦略を策定し、積極的な行政の支援を進めること。
- 2 老人クラブ等への地方公共団体からの補助に伴う特別な財政需要について 財源措置を講じること。
- 3 「老人クラブ」の名前を再検討し、実態に合った名前に変更すること。

意見書案 第 号 (公明党)

リンパ浮腫関連施策の適正化と拡充を求める意見書

平成 19 年のがん対策基本法の施行に伴い、がんの認識は広く社会に浸透し、 医療環境の改善やがんを取り巻く福祉環境の充実などが進んでいる。一方、が ん治療によって発生する難治性後遺症である「リンパ浮腫」への認識は低く、 医療体制も脆弱な状況である。

実際、リンパ浮腫の課題は多岐にわたり、主なものとして早期診断・適切な 診療体制の未整備、専門医療機関や人材の不足、がん治療医・看護師等への教 育、そして患者の精神的・経済的負担の大きさなどが挙げられる。

令和5年3月28日に閣議決定された『がん対策推進基本計画(第4期)』 では、がん医療提供体制の中に後遺症としてリンパ浮腫が盛り込まれているが、 いまだ十分に対応がなされていない状況にある。

よって、国におかれては、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く 要望する。

記

- 1 持続可能な医療体制を確保するため「診療報酬」を増額すること。
- 2 弾性着衣等に係る療養費の限度額を見直し、社会情勢と価格上昇に見合った額へ引き上げること。
- 3 がん診療連携拠点病院等の指定要件に明記し、相談窓口を含むリンパ浮腫 外来の設置を推進すること。
- 4 がん診療連携拠点病院等のがん治療医・看護師・がん相談支援センターの 相談員等への教育を実施すること。
- 5 治療の均てん化に向けた地域医療連携ネットワークの構築など体制を強化 すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

意見書案 第 号 (公明党)

帯状疱疹ワクチンの定期接種における対象年齢の追加・見直し を求める意見書

帯状疱疹は50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、まれに治療が長引くケースもある。

帯状疱疹による神経の損傷によっては、後遺症として「帯状疱疹後神経痛」に移行し、長期治療を要する場合は、日常生活や精神状態に多大な影響を与え、長期間にわたりQOLを低下させることとなる。また、神経痛のほかにも、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症を引き起こし、目や耳に障害が残ることもある。

この「帯状疱疹後神経痛」への移行を防止するには、できるだけ早期に抗ウイルス剤を用いた治療とともに神経ブロック療法を行うなど、急性期から痛みを十分にコントロールすることが重要である。

帯状疱疹やその合併症の発症予防のためにはワクチンが有効とされ、今年度より、予防接種法に基づく定期接種の対象に帯状疱疹ワクチンの予防接種が追加されたが、接種対象年齢は、罹患者数が70歳代にピークを迎えることなどから65歳とされている。

一方で、帯状疱疹は 50 歳代での発症率が急激に増加するが、ワクチンが高額であるために接種を見送る者も多く、結果として、手遅れになる可能性が高くなると考える。

よって、国におかれては、帯状疱疹ワクチンの定期接種における対象年齢の追加・見直しを強く要望する。

(ひょうご県民連合)

地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、 人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、 極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。また、多発化する大規模災害への対応や 新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、 職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府は「骨太方針2024」において、「2025年度から2027年度までの3年間について、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」としている。また、「骨太方針2025」においては、「地域における賃上げを起点とした成長型経済の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する」としているが、増大する行政需要や不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

よって、国におかれては、地方財政の充実・強化を図るため、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を 重視し、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、 地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を 支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方 財政の確立に取り組むこと。また、所得税や消費税を対象に国税から地方税への税源移譲 を行うなど、地域間の財源偏在性の是正に向けた抜本的な改善を行うこと。
- 4 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
- 5 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政 支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。